

第 25059 号

(願人)

新潟不惑ハーフブラックス

会 長 桜 井 一 博 様

下記により教育財産等の使用を承認します。

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 承認する行為 | 新潟不惑ハーフブラックスラグビークラブの練習 |
| 2 | 承認する場所 | ラグビーグラウンド および 駐車場 |
| 3 | 承認する期間 | 令和7年12月 7日（日）午前8時00分から午前10時00分まで
12月14日（日）午前8時00分から午前10時00分まで
12月21日（日）午前8時00分から午前10時00分まで |
| 4 | 使用の条件 | 新潟県教育財産等管理規則第4条の行為をしてはならないほか、別記使用条件によること

特に、ペットボトルや空缶などのゴミは、放置せずに必ず持ち帰ること |

令和7年11月28日

新潟県立新潟工業高等学校長 関口 和之

使 用 条 件

(体育施設)

- 1 学校敷地内は禁煙です。
- 2 ごみは必ず持ち帰ってください。
- 3 使用承認した場所以外には立ち入らないでください。
- 4 体育館、トレーニングルーム、格技場は土足厳禁です。
- 5 用具は各自で用意してください。
- 6 使用時間を厳守し、使用後は、清掃又はグラウンド整備をしてください。
- 7 消灯、施錠の確認をしてください。
- 8 当校生徒が使用する場合は、生徒の活動が優先となります。
- 9 ガラス等施設を破損した場合は、実費弁償していただきます。
- 10 使用に当たり、不当な行動のあった場合は使用を禁止することがあります。
- 11 使用の前後には、管理者等に届け出てください。また、使用後に必ず使用日誌を記入し学校に提出してください。
- 12 観覧者等と事故が起きた場合は、当事者の間で処理してください。
- 13 学校周辺道路での路上駐車はしないこと。学校敷地内の許可された区域に駐車し、緊急車両の進入路を確保してください。

(体育施設以外)

- 1 学校敷地内は、禁煙です。
- 2 施設・設備を破損した場合は、実費弁償していただきます。
- 3 使用承認した場所以外に立ち入らないでください。
- 4 使用にあたり、不当な行動があった場合は使用を禁止することがあります。
- 5 使用の前後には、管理者等に届け出てください。
- 6 ゴミは必ず持ち帰ってください。弁当容器は、販売店に回収処分を依頼してください。
- 7 学校周辺道路での路上駐車はしないでください。学校敷地内の許可された区域に駐車し、緊急車両の進入路を確保してください。
- 8 施設内の備品を移動した場合は、原形に復元してください。

新潟県教育財産等管理規則（抜粋）

第4条 何人も教育財産等の使用に当たっては、次の行為をしてはならない。

- (1) 喫煙の設備のない場所又は引火しやすい物の近くで喫煙すること。
- (2) 汚物、紙片等を散乱又は投棄すること。
- (3) 凶器、引火物その他危険のおそれがあると認められる物品を持ち込むこと。
- (4) 多数集合して示威行為をする等、正常な公務の執行を妨げるような行為をする事。
- (5) 施設、設備をき損する等、維持保存の目的に反する行為をする事。